

自動車排出ガス対策の実施状況について

参考資料2

基本方針における項目	基本方針における事項	首都圏	都府県による施策 中部圏	阪神圏	国による施策	
(1) 自動車単体対策の強化等	自動車排出ガス低減対策				・自動車の排出ガス規制強化(国土交通省) ・自動車排出ガスの量の許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の強化(環境省) ・不正改造車を排除する運動(国土交通省)	
	指導・監視の徹底、効果的な取締りの実施	・自動車公害監視事業(埼玉県) ・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(千葉県) ・ディーゼル規制(東京都)		・自動車排出ガス等街頭検査の実施(大阪府) ・整備不良ディーゼル車府民通報制度(大阪府)		
	自動車からのNOx等の低減技術の研究開発の推進・普及	・粒子状物質減少装置の設置補助事業(千葉県) ・ディーゼル規制(東京都)			・次世代低公害車開発・実用化促進事業(国土交通省)	
	不正軽油の使用取締り	・自動車公害監視事業(埼玉県) ・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(千葉県)			・適正な燃料の使用促進方策の強化(国土交通省)	
(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	車種規制の適正かつ確実な実施				・NOx・PM規制(国土交通省)	
	適合車への早期の転換促進のための支援措置	・粒子状物質減少装置装着促進事業(2段階規制対応分)(神奈川県)			・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)(経済産業省・国土交通省・環境省) ・排出基準非適合車の運行対策(警察庁)	
	流入車の適合車促進	・条例による運行規制(神奈川県)	・貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱(愛知県)	・条例に基づく流入車規制(大阪府) ・条例による運行規制・流入車規制(兵庫県)	・適合車ステッカー制度(国土交通省・環境省)	
	使用者に対する啓発活動(ステッカーの利用など)			・条例に基づく流入車規制(大阪府)		
(3) 低公害車の普及促進	低公害車の普及支援	・低公害車導入資金融資制度(埼玉県) ・次世代自動車普及促進事業(埼玉県) ・天然ガス・ハイブリッド車の導入補助事業(千葉県) ・公共交通機関グリーン化推進事業(千葉県) ・低公害車・低燃費車の普及促進(東京都) ・ディーゼル代替低公害車導入促進事業(神奈川県)	・低公害車導入促進補助金事業(愛知県) ・EV・PHVタウンモデル事業(愛知県) ・自動車NOx等対策推進事業(三重県) ・三重県中小企業融資制度「環境保全資金融資」(三重県)	・関西・りんくうONG車普及促進モデル事業(大阪府) ・中小企業低公害車等購入資金特別融資(大阪府) ・兵庫県低公害車導入支援事業(兵庫県)	・自動車税のグリーン化(経済産業省・国土交通省・環境省) ・自動車取得税の特例(経済産業省・国土交通省・環境省) ・自動車取得税の特例(経済産業省・国土交通省・環境省) ・自動車重量税・自動車取得税の段階的減免(経済産業省・国土交通省・環境省) ・日本政策金融公庫による低利融資(経済産業省・国土交通省・環境省) ・クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助(経済産業省) ・環境対応車普及促進事業(経済産業省) ・低公害車普及促進策(国土交通省) ・低公害車普及事業(環境省) ・自動車環境配慮推進事業(環境省) ・一定の低公害自動車に燃料を充填するための設備に係る特例措置(経済産業省・国土交通省・環境省) ・クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助(経済産業省) ・エコカーワールドの開催(環境省)	
	燃料供給施設の整備拡充のための支援	・天然ガス・ハイブリッド車の導入補助事業(千葉県) ・低公害車・低燃費車の普及促進(東京都)	・EV・PHVタウンモデル事業(愛知県)			
	普及のための広報等	・事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請(神奈川県)	・EV・PHVタウンモデル事業(愛知県)		・大阪府七府県市自動車排出ガス対策協議会による低排出ガス車(LEV-7)の指定(大阪府)	
	燃料電池自動車の実用化、次世代低公害車の技術開発・普及				・燃料電池システム等実証研究(経済産業省) ・燃料電池自動車普及推進事業(環境省) ・低公害車普及事業(環境省)	
	国等における低公害車の導入	・公共交通機関グリーン化推進事業(千葉県) ・環境負荷の大きな自動車の利用抑制(東京都) ・低公害車等の導入を義務付け(埼玉県) ・千葉県環境保全条例による低公害車・低燃費車の普及促進(千葉県) ・低公害車・低燃費車の普及促進(東京都) ・環境負荷の大きな自動車の利用抑制(東京都)	・愛知県グリーン記送(愛知県) ・低公害車の導入義務(条例第80条)(愛知県)		・グリーン記送の推進(大阪府)	
	その他				・エコカー普及推進事業(大阪府)	
(4) エコドライブの普及促進	普及啓発活動	・埼玉県地球温暖化対策推進条例によるエコドライブの推進(埼玉県) ・エコドライブ講習会等の実施(埼玉県) ・エコドライブ普及推進事業(千葉県) ・エコドライブの推進(東京都) ・事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請(神奈川県) ・池上測定局二酸化窒素情報システムの運用(神奈川県) ・エコドライブ推進協議会による各種支援の拡充(神奈川県)	・エコドライブ推進事業(愛知県) ・道路沿道環境状況予測システム運営(愛知県)	・エコドライブ推進のための事業者への支援(大阪府) ・アイドリングストップ等エコドライブの推進(兵庫県)	・エコドライブ普及・推進アクションプランの実施(警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省) ・エコドライブコンテストの開催等(環境省)	
	エコドライブ支援装置、アイドリングストップ自動車及び外部電源用冷暖房装置の普及促進	・エコドライブ支援装置貸出事業(千葉県)			・自動車運送事業者等によるEMS(エコドライブ管理システム)の導入支援(国土交通省) ・自動車環境配慮推進事業(環境省)	
	エコドライブの普及・推進に必要な調査の実施	・公用車への簡易エコドライブ運転モニター試験導入事業(千葉県)				
	その他		・条例によるアイドリングストップの義務付け(愛知県) ・アイドリングストップの義務付け(三重県)	・アイドリングストップの推進(大阪府) ・アイドリングストップ等エコドライブの推進(兵庫県)		
(5) 交通需要の調整・低減	物流拠点の計画的な整備 輸送効率の向上の推進 モーダルシフトの推進	・事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請(神奈川県)			・国際標準コンテナ車通行支障区間の整備(国土交通省) ・交通規制の実施、違法駐車等の排除(警察庁) ・グリーン物流の推進(経済産業省・国土交通省) ・公共交通機関の利用促進(国土交通省) ・自転車通行環境整備モデル地区事業(国土交通省)	
	公共交通機関の利用促進、P&R、時差出勤などの推進、自転車等の施設整備	・交通需要管理の推進(東京都) ・事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請(神奈川県)				
	その他	・環境ロードプライシングの拡充の要請(神奈川県)			・ロードプライシング制度の検討(環境省)	
(6) 交通渋滞対策の推進	交通の分散や道路機能の分化				・環状道路、バイパス等の幹線道路ネットワークの整備(国土交通省)	
	交差点や隣切での交通渋滞の解消				・交差点の立体化等のボトルネック対策(国土交通省) ・道路と鉄道との連絡立体交差化等のボトルネック対策(国土交通省)	
	総合的な駐車対策				・駐車場の整備(国土交通省) ・交通環境の整備(警察庁) ・VICSの整備拡充(国土交通省) ・路上工事の削減(国土交通省) ・ETCの普及促進(国土交通省) ・VICSの普及促進(国土交通省)	
	自動車交通流の円滑化				・沿道環境の改善(国土交通省)	
(7) 局地汚染対策の推進		・局地汚染対策(東京都) ・茨城県汚染部の環境改善に向けた調査(神奈川県)		・局地汚染対策の推進(大阪府)		
(8) 普及啓発活動の推進		・次世代自動車の普及促進等(埼玉県) ・アイドリングストップの推進(埼玉県) ・エコドライブの推進(埼玉県) ・ディーゼル規制の啓発(埼玉県)	・自動車エコ事業所認定制度(愛知県) ・あいち新世紀自動車環境戦略推進大会の開催(愛知県)	・メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信(大阪府) ・大阪自動車環境対策推進会議における普及啓発活動(大阪府)		

※対象地域を有する8都府県及び関係省庁への調査をもとに作成

目次

(1) 自動車単体対策の強化等

・自動車公害監察事業(埼玉県)	p 1	・自動車の排出ガス規制値強化(国土交通省)	p 7
・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(千葉県)	p 2	・自動車排出ガスの量の許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の強化(環境省)	p 8
・ディーゼル車規制(東京都)	p 3	・不正改造車を排除する運動(国土交通省)	p 9
・粒子状物質減少装置の装置補助事業(千葉県)	p 4	・次世代低公害車開発・実用化促進事業(国土交通省)	p 10
・自動車排出ガス等街頭検査の実施(大阪府)	p 5	・適正な燃料の使用促進方策の強化(国土交通省)	p 11
・整備不良ディーゼル車府民通報制度(大阪府)	p 6		

(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進

・粒子状物質減少装置装着促進事業(2段階規制対応分)(神奈川県)	p 12	・NOx・PM規制(国土交通省)	p 17
・条例による運行規制(神奈川県)	p 13	・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 18
・貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱(愛知県)	p 14	・排出基準非適合車の運行対策(警察庁)	p 19
・条例に基づく流入車規制(大阪府)	p 15	・適合車ステッカー制度(国土交通省・環境省)	p 20
・条例による運行規制・流入車規制(兵庫県)	p 16		

(3) 低公害車の普及促進

・低公害車導入資金融資制度(埼玉県)	p 21	・京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会による低排出ガス車(LEV-7)の指定(大阪府)	p 39
・次世代自動車普及促進事業(埼玉県)	p 22	・グリーン配送の推進(大阪府)	p 40
・天然ガス・ハイブリッド車の導入補助事業(千葉県)	p 23	・エコカー普及推進事業(大阪府)	p 41
・公共交通機関グリーン化推進事業(千葉県)	p 24	・自動車税のグリーン化(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 42
・低公害車・低燃費車の普及促進(東京都)	p 25	・自動車取得税の税率の特例(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 43
・ディーゼル代替低公害車導入促進事業(神奈川県)	p 26	・自動車取得税の非課税等(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 44
・事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請(神奈川県)	p 63	・自動車取得税の非課税等(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 45
・環境負荷の大きな自動車の利用抑制(東京都)	p 27	・自動車重量税・自動車取得税の時限的減免(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 46
・低公害車等の導入を義務付け(埼玉県)	p 28	・日本政策金融公庫による低利融資(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 47
・千葉県環境保全条例による低公害車・低燃費車の普及促進(千葉県)	p 29	・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助(経済産業省)	p 48
・低公害車導入促進費補助金事業(愛知県)	p 30	・環境対応車普及促進事業(経済産業省)	p 49
・EV・PHVタウンモデル事業(愛知県)	p 31	・低公害車普及促進等対策(国土交通省)	p 50
・自動車NOx等対策推進事業(三重県)	p 32	・低公害車普及事業(環境省)	p 51
・三重県中小企業融資制度「環境保全資金融資」(三重県)	p 33	・自動車環境配慮推進事業(環境省)	p 52
・愛知県グリーン配送(愛知県)	p 34	・一定の低公害自動車に燃料を充填するための設備に係る特例措置(経済産業省・国土交通省・環境省)	p 53
・低公害車の導入義務(条例第80条)(愛知県)	p 35	・エコカーワールドの開催(環境省)	p 54
・関空・りんくうCNG車等普及促進モデル事業(大阪府)	p 36	・燃料電池システム等実証研究(経済産業省)	p 55
・中小企業低公害車等購入資金特別融資(大阪府)	p 37	・燃料電池自動車開発推進事業(環境省)	p 56
・兵庫県低公害車導入支援事業(兵庫県)	p 38		

(4) エコドライブの普及促進

・埼玉県地球温暖化対策推進条例によるエコドライブの推進(埼玉県)	p	57	・道路沿道環境状況予測システム運営(愛知県)	p	67
・エコドライブ講習会等の実施(埼玉県)	p	58	・条例によるアイドリングストップの義務付け(愛知県)	p	68
・エコドライブ普及促進事業(千葉県)	p	59	・アイドリングストップの義務付け(三重県)	p	69
・エコドライブの推進(東京都)	p	60	・エコドライブ推進のための事業者への支援(大阪府)	p	70
・事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請(神奈川県)	p	61	・アイドリングストップ等エコドライブの推進(兵庫県)	p	71
・池上測定局二酸化窒素情報システムの運用(神奈川県)	p	62	・アイドリングストップの推進(大阪府)	p	72
・エコドライブ推進協議会による各種支援の拡充(神奈川県)	p	63	・エコドライブ普及・推進アクションプランの実施(警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省)	p	73
・エコドライブ支援装置貸出事業(千葉県)	p	64	・エコドライブコンテストの開催等(環境省)	p	74
・公用車への簡易エコドライブ運転モニター試験導入事業(千葉県)	p	65	・自動車運送事業者等によるEMS(エコドライブ管理システム)の導入支援(国土交通省)	p	75
・エコドライブ促進事業(愛知県)	p	66	・自動車環境配慮推進事業(環境省)	p	52

(5) 交通需要の調整・低減

・事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請(神奈川県)	p	61	・グリーン物流の推進(経済産業省・国土交通省)	p	80
・交通需要管理の推進(東京都)	p	76	・公共交通機関の利用促進(国土交通省)	p	81
・環境ロードプライシングの拡充の要請(神奈川県)	p	77	・自転車通行環境整備モデル地区事業(国土交通省)	p	82
・国際標準コンテナ車通行支障区間の解消(国土交通省)	p	78	・ロードプライシング制度の検討(環境省)	p	83
・交通規制の実施、違法駐車排除(警察庁)	p	79			

(6) 交通流対策の推進

・環状道路、バイパス等の幹線道路ネットワークの整備(国土交通省)	p	84	・VICSの整備拡充(国土交通省)	p	89
・交差点の立体化等のボトルネック対策(国土交通省)	p	85	・路上工事の縮減(国土交通省)	p	90
・道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策(国土交通省)	p	86	・ETCの普及促進(国土交通省)	p	91
・駐車場等の整備(国土交通省)	p	87	・VICSの普及促進(国土交通省)	p	92
・交通環境の整備(警察庁)	p	88			

(7) 局地汚染対策の推進

・局地汚染対策(東京都)	p	93	・局地汚染対策の推進(大阪府)	p	95
・京浜臨海部の環境改善に向けた調査(神奈川県)	p	94	・沿道環境の改善(国土交通省)	p	96

(8) 普及啓発活動の推進

・次世代自動車の普及促進等(埼玉県)	p	97	・自動車エコ事業所認定制度(愛知県)	p	101
・アイドリングストップの推進(埼玉県)	p	98	・あいち新世紀自動車環境戦略推進大会の開催(愛知県)	p	102
・エコドライブの推進(埼玉県)	p	99	・メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信(大阪府)	p	103
・ディーゼル規制の啓発(埼玉県)	p	100	・大阪自動車環境対策推進会議における普及啓発活動(大阪府)	p	104

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等																								
施策名	自動車公害監察事業																								
実 施 期 間	平成 14 年度から継続																								
概 要	大気環境をより一層改善し、安定的なものとするため、県の条例で定める排出ガス基準に適合しないディーゼル車の運行規制等を実施する。																								
施策内容																									
<p>1 運行規制（埼玉県生活環境保全条例）</p> <p>平成 15 年 10 月から粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車は除く）について、県全域で運行を規制。平成 18 年 4 月からは二段階目の規制として規制値を強化。</p> <p>○ 路上検査等の実施状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>路上検査</th> <th>拠点検査</th> <th>事業場検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>2,501 台</td> <td>1,156 台</td> <td>4,081 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>2,010 台</td> <td>1,233 台</td> <td>4,177 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>1,069 台</td> <td>1,229 台</td> <td>4,602 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 不正軽油等の使用の禁止（埼玉県生活環境保全条例）</p> <p>平成 14 年度から大気中の粒子状物質又は窒素酸化物の量を増大させる燃料として、重油や重油を混和した燃料等の使用を規制。</p> <p>○ 燃料抜取検査を実施検体数</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>910 件体</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>972 件体</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>771 件体</td> </tr> </tbody> </table>					路上検査	拠点検査	事業場検査	平成 19 年度	2,501 台	1,156 台	4,081 台	平成 20 年度	2,010 台	1,233 台	4,177 台	平成 21 年度	1,069 台	1,229 台	4,602 台	平成 19 年度	910 件体	平成 20 年度	972 件体	平成 21 年度	771 件体
	路上検査	拠点検査	事業場検査																						
平成 19 年度	2,501 台	1,156 台	4,081 台																						
平成 20 年度	2,010 台	1,233 台	4,177 台																						
平成 21 年度	1,069 台	1,229 台	4,602 台																						
平成 19 年度	910 件体																								
平成 20 年度	972 件体																								
平成 21 年度	771 件体																								
参考資料																									
<p>・埼玉県HP</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html</p>																									

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等																														
施策名	千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例																														
実 施 期 間	平成 15 年度から継続																														
概 要	粒子状物質を削減することを目的とした、千葉県内を運行するディーゼル自動車（乗用車を除く）を条例により規制する。																														
施策内容																															
<p>条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル自動車（乗用車を除く）の千葉県内での運行の禁止（運行規制）及び重油を混ぜた燃料の使用及び販売の禁止（燃料規制）。</p> <p>1. 運行規制</p> <p>イ. 規制対象物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質（PM） <p>ロ. 規制地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県全域 <p>ハ. 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期規制値（知事が指定した粒子状物質減少装置を装着した場合は、規制基準に適合したものとみなす。） <p>ニ. 対象車両（ディーゼル乗用車は規制対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型貨物自動車 ・普通貨物自動車 ・マイクロバス ・大型バス ・特種自動車（貨物、バスベースに限る。） <p>ホ. 猶予期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全対象車種とも原則として初年度登録から7年間（自動車NOx・PM法の対策地域外のみを運行すると認められる車両は、初年度登録から12年間） <p>2. 運行規制及び燃料規制の、路上検査や事業所の立入検査等による検査台数及び適合率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">運行規制</td> <td style="width: 15%;">平成 19 年度</td> <td style="width: 15%;">10,706 台</td> <td style="width: 15%;">94.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 20 年度</td> <td>6,978 台</td> <td>93.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 21 年度</td> <td>6,117 台</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料規制</td> <td>平成 19 年度</td> <td>924 台</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 20 年度</td> <td>932 台</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 21 年度</td> <td>966 台</td> <td>100.0%</td> </tr> </table>			運行規制	平成 19 年度	10,706 台	94.9%			平成 20 年度	6,978 台	93.2%			平成 21 年度	6,117 台	92.8%		燃料規制	平成 19 年度	924 台	99.9%			平成 20 年度	932 台	98.7%			平成 21 年度	966 台	100.0%
	運行規制	平成 19 年度	10,706 台	94.9%																											
		平成 20 年度	6,978 台	93.2%																											
		平成 21 年度	6,117 台	92.8%																											
	燃料規制	平成 19 年度	924 台	99.9%																											
		平成 20 年度	932 台	98.7%																											
		平成 21 年度	966 台	100.0%																											
参考資料																															
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 																															

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等
施策名	ディーゼル車規制
実 施 期 間	平成 13 年度から継続
概 要	
施策内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例による規制 ・粒子状物質減少装置の普及（減少装置の指定） ・事業者の規制対応の促進（補助制度、立入指導等） ・違反ディーゼル車の取締り（平成 15 年 10 月～、平成 18 年 4 月～ 2 段階目の規制） 	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局HP ・東京都環境白書 2010 	

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等
施策名	粒子状物質減少装置の装置補助事業
実 施 期 間	平成 17 年度から継続
概 要	ディーゼル条例施行に伴う事業者支援として、平成 14 年度から 1 都 3 県が協調して粒子状物質減少装置助成を行い、18 年 4 月からは、東京都及び埼玉県の第 2 段階規制が施行されたため、両都県を走行する県内中小企業者が所有するディーゼル自動車への粒子状物質減少装置装着に対し助成を行う。
施策内容	
<p>平成 17 年度より、千葉県内の中小企業者（個人事業者も含む）及び公益的法人等（一般社団法人・一般財団法人を含む）が、東京都及び埼玉県を走行するのに、両県の第 2 段階規制に対応するため、ディーゼル自動車への粒子状物質減少装置装着に対し助成を実施している。</p> <p>イ. 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内において 1 年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者（個人事業者を含む）及び公益的法人等（一般社団法人・一般財団法人を含む）。ただし、路線バス事業者については全ての事業者を対象とする。 <p>ロ. 対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期規制基準のディーゼル貨物車両 <p>ハ. 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置装着に要する経費の 4 分の 1 以内 <p>ニ. 補助限度額（平成 22 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 8 トン以下の車両（3.5 トン超）：1 台あたり 5 万円以内 ・車両総重量 8 トンを超える車両：1 台あたり 7 万円以内 <p>平成 19 年度実績 48,907,000 円 平成 20 年度実績 48,031,000 円 平成 21 年度実績 46,969,000 円</p>	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県 HP（ディーゼル自動車対策に係る支援策について） http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/jouhou/diesel-shien.html 	

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等
施策名	自動車排出ガス等街頭検査の実施
実 施 期 間	
概 要	自動車公害防止に対する府民の意識高揚を図るため、道路沿道において自動車の排出ガス濃度を測定し、自動車公害防止に対する指導・啓発活動を実施

施策内容

府域の道路沿道において自動車の排出ガス濃度を測定し、排出ガス濃度等の基準を超える車の使用者に対して、改善措置の実施及び、適正な点検整備の徹底を呼びかけるなど、自動車公害防止に対する指導・啓発活動を実施。

実績

		平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数		37 回	21 回
検査台数	ディーゼル車	220 台	156 台
	ガソリン車	1,006 台	449 台

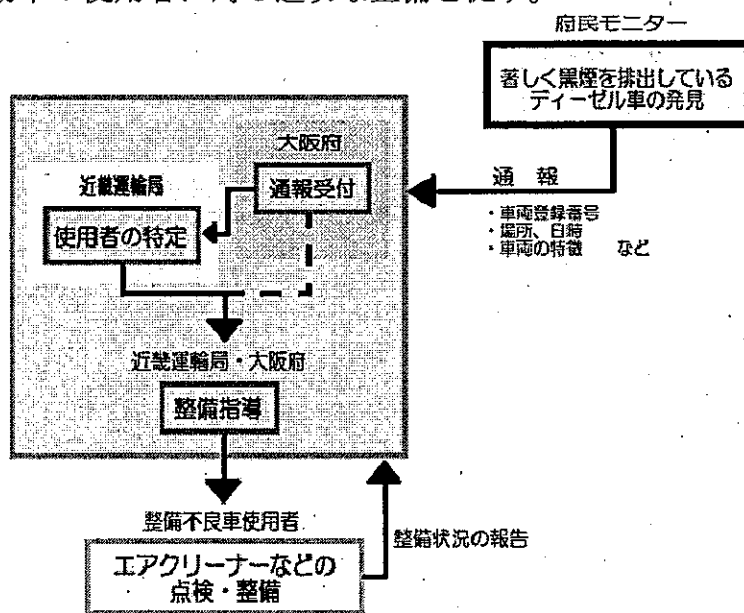
注) 平成 21 年度は集計中

参考資料

該 当 分 類	(1) 自動車単体対策の強化等
施策名	整備不良ディーゼル車府民通報制度
実 施 期 間	
概 要	走行中に「著しく黒煙を排出しているディーゼル車」について、府民モニターからの通報を受け、当該車両の使用者に適切な整備を促し、ディーゼル黒煙の低減を図る制度。(近畿運輸局と大阪府の共同実施)

施策内容

著しく黒煙を排出しているディーゼル車の自動車登録番号（ナンバープレート）などを府民モニターから通報してもらい、通報を基に特定した使用者宛に点検・整備を依頼する通知を送付し、当該自動車の使用者に対し適切な整備を促す。



通報件数

通 報 年 度	通 報 受 付 件 数	点 検 依 頼 送 付 数	整 備 点 検 終 了 回 答 数	備 考
平成 19 年 度	143 件	129 件	89 件	
平成 20 年 度	103 件	86 件	65 件	H21. 1. 1 流入車規制開始
平成 21 年 度	35 件	28 件	19 件	

参考資料

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	昭和48年から継続
施策名	自動車の排出ガス規制値強化		
関連法・計画等	道路運送車両法保安基準第31条		
概要	自動車の排出ガスについて、昭和48年より自動車の種別等により規制値を設け基準に適合しない自動車については、登録ができないこととなっており、適宜規制値の強化を行っている。		
施策内容			
<ul style="list-style-type: none"> *ガソリンを燃料とする乗用車及び貨物車 昭和48年より規制開始 *軽油を燃料とする乗用車及び貨物車 昭和49年より規制開始 *二輪自動車 平成10年より規制開始 *軽油を燃料とする特殊自動車 平成15年より規制開始 *ガソリンを燃料とする特殊自動車 平成19年より規制開始 			
参考資料			

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	昭和47年から継続
施策名	自動車排出ガスの量の許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の強化		
関連法・計画等	大気汚染防止法第19条第1項及び第3項（自動車排出ガスの量の許容限度）、大気汚染防止法第19条の二第1項（自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度）		
概要	自動車排出ガスの量の許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度について、自動車の種別又は自動車の燃料の種類毎に定め、逐次強化を行っている。		
施策内容			
<p>○自動車排出ガスの量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> *09年目標について中央環境審議会第八次答申（平成17年4月）に基づき、平成19年12月に規制強化（ディーゼル車、ガソリン車の一部車種） *ディーゼル特殊自動車2011年目標について中央環境審議会第九次答申（平成20年1月）に基づき、平成22年3月に規制強化。 *中央環境審議会第十次答申（平成22年7月）において、ディーゼル重量車の次期排出ガス目標値が示されたところ。 <p>○自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> *軽油中及びガソリン中に含まれる硫黄分について、中央環境審議会第七次答申（平成15年7月）に基づき、平成18年11月に規制強化 			
参考資料			

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	平成2年度から継続
施策名	不正改造車を排除する運動		
関連法・計画等	道路運送車両法		
概要	安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、街頭検査や自動車ユーザーに対する啓発活動等を実施。		
施策内容			
<p>関係省庁(内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省)の後援を得て、自動車関係団体(不正改造防止推進協議会)等と連携し、6月の1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しつつ下記のような運動を全国的に実施するもの。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 街頭検査の実施 期間中、警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会、その他関係団体と協力して全国で街頭検査を実施。</p> <p>② 不正な二次架装の防止 不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、自動車販売会社及び自動車ユーザー等に対する指導を行う。</p> <p>③ 不正改造情報の収集 自動車ユーザー等からの情報提供を促進し、有効活用するため、各運輸支局等に迷惑改造車相談窓口「不正改造車110番」及び迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、寄せられた情報に基づいて、自動車のユーザーに対してハガキを送付するなどにより、不正改造状態の改善や自主点検等の指導を行う。</p> <p>④ 不正改造防止の啓発 上記の活動への自動車ユーザーの理解を深め、不正改造をなくすため、運動期間中、全国でポスターの掲示、チラシの配布及び全国の乗合バス事業者の協力により広報横断幕の掲示等を行い、本運動の啓発を行う。</p>			
参考資料			

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	平成14年度から継続
施策名	次世代低公害車開発・実用化促進事業		
関連法・計画等			
概要	大都市を中心とした厳しい大気汚染問題を抜本的に解決し、地球温暖化対策に資するため、環境性能を向上させた次世代低公害車（大型トラック、バス）の開発・実用化を促進する。		
施策内容			
<p>排出ガス性能を大幅に改善させ、二酸化炭素の排出量を低減した、大型ディーゼル車に代替する「次世代低公害車」の開発・実用化を促進するため、安全上・環境上の技術基準等を策定する。</p> <p>①新たな次世代低公害車の開発促進 開発段階にある新たな次世代低公害車の開発を促進するため、試作・評価を行うことにより、技術基準等（指針）を策定。</p> <p>②開発した次世代低公害車の実用化普及促進（実証試験） 実用化が近い次世代低公害車について、その大量普及を促進するため、公道走行試験等を通じて、走行データを収集することにより、技術基準等の一層の整備を推進。</p> <p>【対象車種】 非接触給電^(※1)ハイブリッド自動車、スーパークリーンディーゼルエンジン、FTD^(※2)自動車、DME^(※3)自動車、大型CNG^(※4)自動車、LNG^(※5)自動車、水素エンジン</p> <p>(※1 電磁誘導により外部から大量充電できるシステム ※2 Fischer-Tropsch Diesel。天然ガス、バイオマス等から化学的に合成される軽油状の新燃料。 ※3 ジメチルエーテル ※4 圧縮天然ガス ※5 液化天然ガス)</p>			
参考資料			
・国土交通省HP			

関連項目	(1) 自動車単体対策の強化等	実施期間	平成17年度から継続
施策名	適正な燃料の使用促進方策の強化		
関連法・計画等	道路運送車両法第41条(道路運送車両の保安基準第8条第1項) 道路運送車両法第54条第1項		
概要	街頭検査等の際に使用する燃料に係る検査を実施し、自動車に不正軽油が使用されていると判明した場合には、適正な燃料を使用するよう、文書による警告又は適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令を発令し、不正軽油の使用の排除を行う。		
施策内容			
<p>近年、排出ガス規制の強化等に対応するため排出ガス浄化に係る自動車の構造装置が高度化しており、本来の性能を確保するためには、適正な燃料の使用の必要性が高まっている状況にあることから、国土交通省では、不正軽油の使用が自動車の構造・装置に如何なる悪影響を与えるのかについて実車による走行試験を行った結果、新短期規制適合車については、硫黄分質量比が0.005% (50ppm) 以下の軽油の使用を前提に設計されており、少なくとも硫黄分の質量比が0.02% (200ppm) 以上の軽油を使用した場合には、燃料フィルターに目詰まりが生じることにより原動機の始動性等が劣化し、道路運送車両の保安基準第8条第1項に適合しなくなるおそれがあることが技術的に検証された。</p> <p>以上を踏まえ、平成17年度より、燃料として自動車に搭載されている軽油の硫黄分の質量比を街頭検査等において測定することとし、検査の結果判明した硫黄分の質量比に応じ、自動車の使用者に対し適正燃料の使用について口頭又は文書により強力に指導するとともに、特に、硫黄分の質量比が0.02% (200ppm) 以上の不正軽油を使用している使用者に対しては整備命令の発令により適正な燃料の使用について改善を求めることとしている。</p>			
【燃料検査件数】			
平成17年度実績 1,063件			
平成18年度実績 1,573件 (うち整備命令発令件数 2件)			
平成19年度実績 1,647件 (うち整備命令発令件数 1件)			
平成20年度実績 1,445件			
平成21年度実績 1,378件			
参考資料			

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進																								
施策名	粒子状物質減少装置装着促進事業 (2段階規制対応分)																								
実 施 期 間	平成 17 年度から継続																								
概 要	都条例及び埼玉県条例に基づき実施している 2 段階目のディーゼル自動車の運行規制に適合していない車両が東京都、埼玉県内を走行するための粒子状物質減少装置装着に要する経費に対し、補助金を交付。																								
施策内容																									
<p>○ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) 及び埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づき平成 18 年 4 月 1 日より実施している 2 段階目のディーゼル自動車の運行規制に適合していない車両が、東京都、埼玉県内を走行するための粒子状物質減少装置装着に要する経費について、横浜市と川崎市を除く神奈川県内の事業者等に対して補助金を交付する。</p> <p>・平成 22 年度補助内容</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>補助対象</td> <td>車両総重量</td> <td>3.5t 超の車両</td> </tr> <tr> <td>補助対象金額</td> <td>補助率</td> <td>装着費用の 1/4 以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助限度額</td> <td>車両総重量 8 トン以上 : 10 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3.5 トン超 8 トン未満 : 5 万円</td> </tr> </table> <p>・交付実績</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>809 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>691 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>516 台</td> </tr> </table> <p>○ 東京と及び埼玉県による第 2 段階規制に対する横浜市、川崎市が実施する補助事業に対し、補助事業に要する経費の 1/2 を補助。(横浜市、川崎市補助事業は、平成 21 年度終了)</p> <p>交付実績</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>966 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>894 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>655 台</td> </tr> </table>		補助対象	車両総重量	3.5t 超の車両	補助対象金額	補助率	装着費用の 1/4 以内		補助限度額	車両総重量 8 トン以上 : 10 万円			3.5 トン超 8 トン未満 : 5 万円	平成 19 年度	809 台	平成 20 年度	691 台	平成 21 年度	516 台	平成 19 年度	966 台	平成 20 年度	894 台	平成 21 年度	655 台
補助対象	車両総重量	3.5t 超の車両																							
補助対象金額	補助率	装着費用の 1/4 以内																							
	補助限度額	車両総重量 8 トン以上 : 10 万円																							
		3.5 トン超 8 トン未満 : 5 万円																							
平成 19 年度	809 台																								
平成 20 年度	691 台																								
平成 21 年度	516 台																								
平成 19 年度	966 台																								
平成 20 年度	894 台																								
平成 21 年度	655 台																								
参考資料																									
<p>・粒子状物質減少装置装着促進事業 (東京都及び埼玉県による第二段階規制対応分) 補助金交付要綱</p> <p>・粒子状物質減少装置装着促進補助事業 (東京都及び埼玉県による第二段階規制に対し横浜市、川崎市が実施する補助事業) 補助金交付要綱</p>																									

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進																					
施策名	条例による運行規制																					
実 施 期 間	平成 15 年度から継続																					
概 要	平成 15 年 10 月から、粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車は除く）について、各都県全域での運行を規制。																					
施策内容																						
平成 15 年 10 月から、粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車は除く）について、県内全域での運行を規制。路上、拠点、事業場で調査を実施。																						
<p>検査実績</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>検査箇所数</td> <td>694 箇所、</td> <td>検査車両数</td> <td>9,310 台、</td> <td>違反車両</td> <td>96 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>検査箇所数</td> <td>379 箇所、</td> <td>検査車両数</td> <td>6,893 台、</td> <td>違反車両</td> <td>44 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>検査箇所数</td> <td>86 箇所、</td> <td>検査車両数</td> <td>3,759 台、</td> <td>違反車両</td> <td>15 台</td> </tr> </table>		平成 19 年度	検査箇所数	694 箇所、	検査車両数	9,310 台、	違反車両	96 台	平成 20 年度	検査箇所数	379 箇所、	検査車両数	6,893 台、	違反車両	44 台	平成 21 年度	検査箇所数	86 箇所、	検査車両数	3,759 台、	違反車両	15 台
平成 19 年度	検査箇所数	694 箇所、	検査車両数	9,310 台、	違反車両	96 台																
平成 20 年度	検査箇所数	379 箇所、	検査車両数	6,893 台、	違反車両	44 台																
平成 21 年度	検査箇所数	86 箇所、	検査車両数	3,759 台、	違反車両	15 台																
参考資料																						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県HP 																						

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進等
施策名	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱
実 施 期 間	平成 22 年度から継続
概 要	幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持等のため、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定・実施し、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質等を低減する。
施策内容	
<p>幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持等のため、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定・実施し、県内の自動車NO_x・PM法の対策地域において、車種規制非適合車を使用しないようにすることにより、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質等を低減する。</p> <p><要綱の概要> 車種規制非適合車の使用抑制を図るため、次の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内の自動車NO_x・PM法の対策地域において、対象自動車(注)を運行する者は、車種規制非適合車を使用しない。 (2) 対策地域において、車種規制適合車を運行する者は、国等が交付する車種規制適合車標章(ステッカー)を貼付する。 (3) 対策地域内の荷主等・旅行業者は、運送事業者等に対し、貨物の運送等の発注時に車種規制非適合車を使用しないよう要請する。 (4) 一定規模以上の荷主等・旅行業者は、運送事業者等への要請状況等を、県、名古屋市又は岡崎市へ毎年度報告する。 <p>注)「対象自動車」とは、貨物自動車、大型バス・マイクロバス、特種自動車(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く)</p> <p>制定・施行日 平成 22 年 8 月 13 日 (金) 制定・施行 ただし、(4) の報告については、平成 23 年 4 月 1 日 (金) 施行</p>	
参考資料	
<p>・愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/0000034411.html)</p>	

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
施策名	条例に基づく流入車規制
実 施 期 間	平成 21 年 1 月から実施
概 要	自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等について、府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制を実施。

施策内容

条例に基づき自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域を発着地とする運行を規制し、適合車等に表示が義務付けられているステッカーを交付するとともに、トラック・バス等が集中する施設で立入検査・指導を実施。

対象地域：自動車NOx・PM法の対策地域（大阪府域37市町内）

対象自動車：自動車NOx・PM法の対象自動車（ディーゼル乗用車を除く）

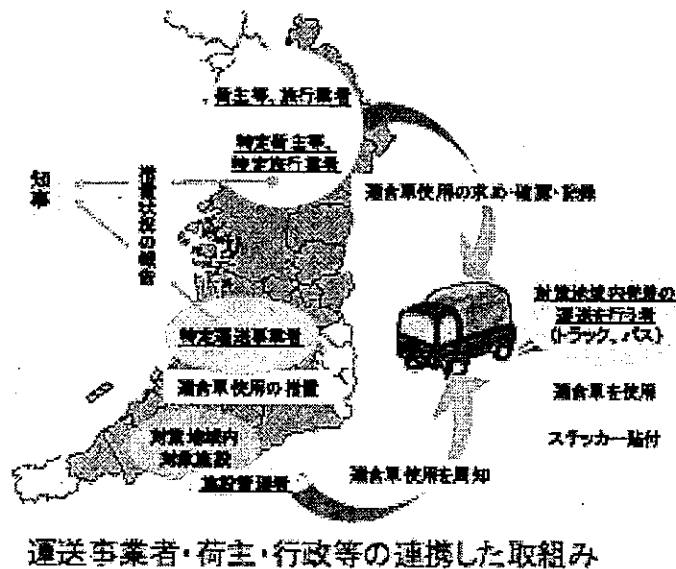
流入できない自動車：自動車NOx・PM法の車種規制非適合車

規制の内容：①対策地域を発着地として対象自動車の運行する者は、車種規制適合車等を使用しなければならない。

②対象自動車で対策地域内を発着地として運行を行う際には、適合車等標章（適合車用又は経過措置車用ステッカー）を表示する必要がある。

③荷主等・旅行業者は、貨物運送事業者等や物品を販売した者に対し、適合車等の使用の求めるとともに、適合車等の使用の確認、確認結果の記録をしなければならない。

④一定規模以上の荷主等・旅行業者は、適合車等を使用することを遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要を指定様式により知事に報告しなければならない。



参考資料

該 当 分 類	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
施策名	条例による運行規制・流入車規制
実 施 期 間	平成16年10月から継続
概 要	平成16年10月から、二酸化窒素及び粒子状物質の排出基準に適合しないバスや大型トラック等の自動車について、特別対策地域（阪神東南部地域）での運行規制を実施。

施策内容

1 事業内容

(1) 運行車両の違反状況把握

- ・ 運行車両のナンバープレートを撮影
(国道43号線の尼崎市、西宮市の各1箇所カメラ検査を一部自動化)
- ・ 撮影したナンバープレートを運輸局に照会し、違反の有無を把握
(違反車両について警告書を送付し注意を喚起)

(2) 街頭検査

国、県警等で合同実施している国道43号線での街頭検査時に、運行規制の指導を実施

(3) 立入検査

運送事業者、荷主企業等への立入検査を実施し、規制への対応を指導

2 カメラ検査における違反車両台数推移

		H16	H17	H18	H19	H20	H21
規制対象 車両台数	県内	9,040	23,999	26,309	23,879	21,567	21,284
	県外	24,605	49,971	51,269	43,842	45,382	44,030
違反車両 台数	県内	4	72	272	521	283	115
	県外	18	203	984	1,793	1,338	386
違反率	県内	0.04%	0.30%	1.03%	2.18%	1.31%	0.54%
	県外	0.07%	0.41%	1.92%	4.09%	2.95%	0.88%

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成14年度から継続
施策名	NOx・PM規制		
関連法・計画等	道路運送車両法保安基準第31条の2		
概要	窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車のうち排出基準値を満たさないものについては、特定地域内に使用の本拠を置くことができない。		
施策内容			
<p>自動車NOx・PM法の対策地域に指定された地域で、トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に関して特別のNOx排出基準及びPM排出基準を定め、これに適合するNOx及びPMの排出量がより少ない車を使って貰うための規制です。この規制は対策地域内に使用の本拠の位置を有する新車と現在使用している車に適用されます。</p>			
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)			
車量総重量区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km	
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh	
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)	
参考資料			

経済産業省 産業技術環境局環境指導室
 国土交通省 自動車交通局貨物課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実 施 期 間	平成 19 年度から継続
施策名	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車 NOx・PM 法関連)		
関連法・計画等	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 46 条		
概 要	自動車 NOx・PM 法に基づき排出基準適合車または NOx・PM 低減装置を取得する者に対して、必要な設備資金の融資を行う。		
施策内容			
自動車 NOx・PM 法に基づき排出基準適合車または NOx・PM 低減装置を取得する者に対して、株式会社日本政策金融公庫より、必要な設備資金の融資を行う。			
(1) 貸付対象 自動車 NOx・PM 法の基準を満たした自動車に買い換える者、NOx・PM 低減装置を装着する者			
(2) 貸付限度 中小企業事業：7 億 2 千万円 国民生活事業：7 千 2 百万円			
(3) 貸付期間 設備資金 15 年以内			
(4) 貸付利率 (対策地域内) 中小企業事業：特別利率②、国民生活事業：特別利率③ (対策地域外) 中小企業事業、国民生活事業：特別利率①			
(5) 貸付実績 (中小企業事業) 平成 19 年度：1,962 百万円 (94 件)、平成 20 年度：1,720 百万円 (65 件)、平成 21 年度：25 百万円 (2 件) (国民生活事業) 平成 19 年度：4,271 百万円 (671 件)、平成 20 年度：2,472 百万円 (380 件)、平成 21 年度：526 百万円 (91 件)			
参考資料			

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成18年度以前から継続
施策名	排出基準非適合車の運行対策		
関連法・計画等	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(各都府県) 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	対策地域内に営業所があるにもかかわらず、対策地域外に営業所があるかのように偽装して車庫証明の提出又は自動車の登録を行う、いわゆる「車庫とばし」等事件の検挙		
施策内容			
<p>○ 検挙事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の運送業者が使用する大型貨物自動車を使用の本拠の位置ではない対策地域外に不正に登録をしたとして、ディーラー社員及び運送業者を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で検挙【埼玉県警】 ・排ガス規制が設けられた国道43号において、基準値を超える大型車を運行させたとして、県環境の保全と創造に関する条例違反(特別対策地域における特定自動車の運行禁止)で運送業者を検挙【兵庫県警】 			
参考資料			

関連項目	(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	実施期間	平成19年度(平成20年1月1日)より継続
施策名	適合車ステッカー制度		
関連法・計画等	平成19年自動車NO _x ・PM法改正法附帯決議		
概要	排出ガス低減性能の高い自動車に対する一般消費者の関心と理解を深め、その普及を促進するとともに、自動車NO _x ・PM法の対策地域内において、同法に基づく排出基準の適合車の使用を促進するため、排出基準に適合している全国のトラック・バス等を対象にステッカーを貼付。		
施策内容			
申請者は交付申請書及び自動車検査証の写しを、自家用自動車については環境省に、事業用自動車は国土交通省に提出する。環境省及び国土交通省は自動車検査証の記載内容を確認し、ステッカーを交付する。			
【交付実績】			
	年度	自家用	事業用
	平成19(1月1日より)	900枚	19,595枚
	平成20	1,620枚	5,467枚
	平成21	313枚	3,594枚
	平成22(7月末日まで)	572枚	281枚
<p>※国土交通大臣認定「低排出ガス車ステッカー」「低排出ガス重量車ステッカー」「超低PM排出ディーゼル車ステッカー」は申請の対象外。</p> <p>以下の条件を満たす自動車については製作工場又は販売店において貼付している。</p> <p>①普通自動車又は小型自動車であること。 ②車両総重量が3,500キログラムを超えるものであること。 ③自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程第2条の規定による認定を受けたものではないこと。 ④軽油を燃料とするものであること。 ⑤平成20年1月以降に最初の自動車登録ファイルへの登録を受ける指定自動車等であること。</p> <p>平成21年3月末時点で上記の条件を満たす自動車は6,248台ある。 ※車種規制対象車であって上記①、②、④及び⑤を満たし、③を満たさない自動車は、平成21年3月末時点で356,003台ある。</p>			
参考資料			
基準適合表示交付要領			

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進									
施策名	低公害車導入資金融資制度									
実 施 期 間	平成 18 年度以前から継続									
概 要	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等(ただし、低公害4車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車及びハイブリッド自動車)を購入又は買い換えする場合は大企業も対象)を対象として、最新低排出ガス規制かつ指定する燃費基準達成車への買換、低公害4車及び粒子状物質減少装置の購入・装着に融資する。									
施策内容										
<p>イ. 融資対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等(ただし、低公害4車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車及びハイブリッド自動車)を購入(又は買い換え)する場合は大企業も対象) <p>ロ. 融資対象車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新低排出ガス規制(かつ指定する燃費基準達成車)適合車への買換 指定低公害車4車(ハイブリッド車は指定する燃費基準達成車) 粒子状物質減少装置の購入・装着 <p>ハ. 車両購入費等の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 買換・購入の融資件数 <table border="0"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>650 件(車両)</td> <td>7 件(粒子状物質減少装置)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>194 件(車両)</td> <td>2 件(粒子状物質減少装置)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>41 件(車両)</td> <td>4 件(粒子状物質減少装置)</td> </tr> </table>		平成 19 年度	650 件(車両)	7 件(粒子状物質減少装置)	平成 20 年度	194 件(車両)	2 件(粒子状物質減少装置)	平成 21 年度	41 件(車両)	4 件(粒子状物質減少装置)
平成 19 年度	650 件(車両)	7 件(粒子状物質減少装置)								
平成 20 年度	194 件(車両)	2 件(粒子状物質減少装置)								
平成 21 年度	41 件(車両)	4 件(粒子状物質減少装置)								
参考資料										
<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/index.html#ecocar http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/ http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/jidousya-ontai-ecodrive.html 										

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進								
施策名	次世代自動車普及促進事業								
実 施 期 間	平成 18 年度以前から継続								
概 要	国土交通省が認定するバス・トラック運送事業者、自動車リース事業者等を対象として、ハイブリッド及び天然ガス自動車（トラック、バス）の購入及び改造経費の一部を助成する。また県内に本社、事業所が所在する事業者及びそれらに貸与する自動車リース事業者を対象として、四輪以上かつ急速充電器の利用が可能な電気自動車の購入又は改造について助成する。								
施策内容									
<p>(1) 補助対象車両：トラック・バス</p> <p>イ. 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が認定するバス・トラック運送事業者、自動車リース事業者等 <p>ロ. 補助対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド及び天然ガス自動車（トラック、バス） ・使用過程ディーゼル車のハイブリッド及び天然ガス自動車への改造（トラック、バス） <p>ハ. 車両購入費又は改造費の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス車 1/2、優良ハイブリッド 1/4、天然ガスへの改造経費の 1/3 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>57 台</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>72 台</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>40 台</td> </tr> </table> <p>(2) 補助対象車両：電気自動車（平成 21 年度から新規実施）</p> <p>イ. 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社、事業所が所在する事業者及びそれらに貸与する自動車リース事業者 <p>ロ. 補助対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪以上の電気自動車であり、かつ急速充電器の利用が可能な電気自動車 ・使用過程車を県内本社の事業者が電気自動車へ改造し、県内に本拠を置くもの（平成 22 年から） <p>ハ. 車両購入費又は改造費の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の購入 30 万円／台 ・電気自動車への改造経費 10 万円／台 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>6 台（購入補助）</td> </tr> </table>		平成 19 年度	57 台	平成 20 年度	72 台	平成 21 年度	40 台	平成 21 年度	6 台（購入補助）
平成 19 年度	57 台								
平成 20 年度	72 台								
平成 21 年度	40 台								
平成 21 年度	6 台（購入補助）								
参考資料									
<p>・埼玉県HP</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/index.html#ecocar</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/jidousya-ontai-ecodrive.html</p>									

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	天然ガス・ハイブリッド車の導入補助事業
実 施 期 間	平成 13 年度から継続
概 要	自動車排出ガスが多い事業用ディーゼル貨物車やバスを対象に、低公害・低燃費な天然ガス自動車・ハイブリッド車を導入する県内の事業者及びエコステーション（天然ガス供給スタンド）設置事業者に対して助成を行い、低公害車の普及を拡大することにより、自動車の使用に伴う環境負荷の低減を図る。
施策内容	
千葉県内に事業所を置く事業者が、天然ガス車、ハイブリッド車を導入する際に、その車両購入費の一部の補助を実施するもの。	
イ. 募集対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・県内に事業所を置き、県内の一定地域内を走行するバス・ごみ収集車及び商品等配送車を保有する事業者及び県内に使用の本拠の位置を置くバス・ゴミ収集車及び商品等配送車を使用する事業者に自動車のリースを行う自動車リース事業者 	
ロ. 補助率	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般車両の購入費との価格差の 3 分の 1 以内 	
ハ. 補助限度額（平成 22 年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスバス 1 台につき 150 万円 ・天然ガス小型バス 1 台につき 75 万円 ・天然ガストラック（最大積載量 4 t 以上）1 台につき 20 万円 ・天然ガストラック（最大積載量 4 t 未満）1 台につき 10 万円 ・ハイブリッドバス 1 台につき 75 万円 ・ハイブリッドトラック 1 台につき 10 万円 ・小型充填機の設置 1 台につき 75 万円 ・エコ・ステーションの設置 1 台につき 500 万円 	
(ただし、他の補助額との合計額が価格差を超えないものとする)	
二. 補助台数の限度	
<ul style="list-style-type: none"> ・1 事業者あたりの補助台数（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）は 30 台まで。 	
<p style="margin-left: 40px;">平成 19 年度実績 31,600,000 円</p>	
<p style="margin-left: 40px;">平成 20 年度実績 38,550,000 円</p>	
<p style="margin-left: 40px;">平成 21 年度実績 9,650,000 円</p>	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県HP（ディーゼル自動車対策に係る支援策について） 	
<p>http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/youushi/tennengus.html</p>	

<p>該 当 分 類</p>	<p>(3) 低公害車の普及促進</p>
<p>施策名</p>	<p>公共交通機関グリーン化推進事業</p>
<p>実 施 期 間</p>	<p>平成 21 年度</p>
<p>概 要</p>	<p>地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者及び自動車リース事業者による低公害バスの導入事業に要する経費の一部を補助することにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化窒素の排出削減の図り、特に地域公共交通機関として重要な路線バスのグリーン化を促進することを目的とする。</p>
<p>施策内容</p>	
<p>千葉県内の地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者及び自動車リース事業者が、低公害かつ低燃費車の路線バスを購入するにあたり、その車両購入費の一部の補助を実施するもの。</p> <p>イ. 募集対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（近隣地域内の通勤・通学などの日常の移動を主な目的として運行されるバス。コミュニティバスを含む）について、一定水準以上の環境性能を有する車両（ハイブリッド・天然ガス・低燃費かつ低排出ガス車）を新車で購入する場合、補助を実施する。 <p>ロ. 補助対象車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度内に購入した路線バス（高速バスを除く）用車両 ただし、購入する車両は、低公害かつ低燃費車、ハイブリッド車、天然ガス車 <p>ハ. 車両購入費の一部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両本体価格の 10%（改造車については協議） <ul style="list-style-type: none"> 上限 100 万円（廃車を伴う更新の場合） 75 万円（廃車を伴わない更新の場合） 50 万円（更新を伴わない場合） <p>平成 21 年度実績 43,250,000 円</p>	
<p>参考資料</p>	
<p> </p>	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	低公害車・低燃費車の普及促進
実 施 期 間	平成6年度から継続
概 要	
施策内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の指定 ・環境確保条例改正による大規模事業者へ導入義務付け ・低公害・低燃費車の普及（低公害車の導入補助、融資あっせん等） ・環境性能の優れた自動車の優遇制度（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の自動車税・自動車取得税の免除、低公害車に係る駐車場料金割引制度等） 	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局HP ・東京都環境白書 2010 	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	ディーゼル代替低公害車導入促進事業
実 施 期 間	平成14年度から継続
概 要	事業者が県内を使用の本拠とする天然ガス自動車など低公害車を購入する事業等に要する経費に対し、補助金を交付する。

施策内容

窒素酸化物及び粒子状物質に係る大気汚染の改善に資するため、事業者が県内（横浜市及び川崎市を除く）を使用の本拠とする天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（平成18年度～）、新長期規制適合車（平成18年度～20年度）及びポスト新長期規制適合車（平成22年度～）を購入する事業等に要する経費に対し補助金を交付する。

・平成22年度補助内容

補助対象 車両総重量3.5t超の貨物、特種及び乗車定員11人以上の乗合自動車

補助対象経費 出力の等しいディーゼル自動車との差額、改造費等

補助限度額

貨物、特種	天然ガス自動車	最大積載量4t未満	5万円
	ハイブリッド自動車	最大積載量4t以上	10万円
	ポスト新長期規制適合車 (平成22年度～)	最大積載量4t以上 8t未満	5万円
		最大積載量8t以上	10万円
乗合自動車	天然ガス・ハイブリッド自動車、ポスト新長期規制適合車		10万円

・交付実績

平成19年度 110台

平成20年度 92台

平成21年度 1台

参考資料

・ディーゼル代替低公害車導入促進事業補助金交付要綱

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	環境負荷の大きな自動車の利用抑制
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正による環境負荷の大きな車の利用抑制（努力義務） ・ 都庁の契約時における、環境負荷の大きな車の購入・利用を排除する履行条件を付した契約の推進（グリーン購入、グリーン配送への反映） ・ 企業に対しての、環境負荷の大きな自動車の利用抑制の働きかけを推進 	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都環境局HP ・ 東京都環境白書 2010 	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	低公害車等の導入を義務付け
実 施 期 間	平成14年度から継続
概 要	埼玉県地球温暖化対策推進条例により、平成27年3月末までに低燃費車を5%以上導入するよう義務付け。
施策内容	
<p>平成14年度から、条例により、200台以上の自動車を使用する事業者に低公害車を4%以上導入するよう義務付け。(埼玉県生活環境保全条例)</p> <p>また、平成22年度から、条例により、平成27年3月末までに低燃費車を5%以上導入するよう義務付け。(埼玉県地球温暖化対策推進条例)</p>	
参考資料	
<p>・埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/index.html#ecocar http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/ http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/jidousya-ontai-ecodrive.html</p>	